

東村山市 訪問型サービス(基準緩和型・緩和した基準によるサービス) サービスコード表(A2) 令和3年4月適用版

サービスコード		サービス内容略称	【日割の単位数は、介護給付費等同様、 算定項目「1月につき」の単位数÷30.4。(30.4=365÷12)】	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	941	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	31	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	1,879	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	62	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	2,982	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	98	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ／2	ニ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅳ)	214	1回につき
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ／2	ホ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅴ)	218	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ／2	ヘ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅵ)	230	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2	ト 訪問型サービス費 (独自) (短時間サービス)	134	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200

※ イ～トの「1月につき」「1回につき」の単位数は、「訪問型サービス(旧介護予防訪問介護に相当するサービス)」の単位数の80%としています。

※ 「同一建物減算」「特別地域加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「令和3年9月30日までの上乘せ分」のサービスコードは、「訪問型サービス(旧介護予防訪問介護に相当するサービス)」のサービスコード表をご参照ください。

水色セル → 新設コード

黄色セル → 今回変更があった箇所